

おだけレセプションサービス利用規約

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「当社」といいます。）は、この「おだけレセプションサービス利用規約」（以下「本規約」といいます。）を定め、これにより「おだけレセプションサービス」（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

第1条（規約の適用）

本規約は、本サービスの利用に関する当社との間の一切の關係に適用されます。本規約の内容に同意しない場合、本サービスを利用することはできません。

第2条（用語の定義）

本規約において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるとおりとします。

- ① 利用契約：当社から本サービスの提供を受けるための本規約に基づく契約をいいます。
- ② 本契約者：当社との間で利用契約を締結した者をいいます。
- ③ 登録者：電話帳に、氏名、電話番号及び所属部署(以下「登録者データ」といいます。)を登録される者をいいます。
- ④ 電話帳：当社所定の方法で、本アプリに連携又は登録される登録者データの連携先又は保存先をいいます。
- ⑤ キャラクター：本サービスアプリ上に表示されるキャラクターをいいます。
- ⑥ 独自キャラクター等：本契約者が自ら作成し、又は当該独自キャラクターの著作権を持つ第三者から使用許諾を受けて、本サービスアプリ上に表示することを希望するキャラクター又は背景画像をいいます。
- ⑦ AI エージェント API：本サービスアプリの機能の一であるユーザとの会話機能に用いられる当社の自然対話エンジン API をいいます。

本サービスサイト：本サービスに関する情報を掲載した当社のインターネットウェブサイト<https://www.ntt.com/business/services/okudake_reception.html>（当該 URL 配下のインターネットウェブサイトを含み、当社がその URL を変更した場合は、変更後の URL とします。）をいいます。なお、本規約において本サービスサイト上に定めることとしている条件については、本サービスサイト上の定め（本サービスサイト上の定めが変更された場合は変更後のものとします。）も、本規約の一部を構成し、本規約の内容に含まれるものとします。

- ⑧ 本サービスアプリ：本サービスを利用するために本端末（次号で定義）又は契約者

端末（第 11 号で定義）にインストールして使用する、以下各号に定める機能を有するアプリケーションソフトウェア「おだけレセプションアプリ」をいいます。

(a) ユーザが発話した音声を認識し、又はユーザによる画面操作に応じて、本契約者がディスプレイ端末機器に設定した電話帳のデータの中から、該当する登録者の名前を検索し、当該登録者の登録者データを表示する機能

(b) ユーザが発話した音声を認識し、又はユーザによる画面操作に応じて、ユーザの指定する登録者の、電話帳に登録された電話番号に発信する機能

(c) 本契約者が、NTT テクノクロス株式会社が提供するクラウド電話帳サービス「ProgOffice」（以下「ProgOffice」といいます）を利用している場合、ProgOffice と連携し、ProgOffice の中に登録されているデータを電話帳に登録する機能

- ⑨ 本端末：本サービスアプリがインストールされたディスプレイ端末機器（次号で定義する契約者端末を除く）及び通信用機器、電話機等ディスプレイ端末機器の周辺機器をいい、別途料金表に定めるものをいいます。
- ⑩ 契約者端末：本契約者が用意するディスプレイ端末機器をいいます。
- ⑪ サービス基本料金：本契約者が、本サービスアプリの使用許諾を受ける対価として、第 13 条に従い毎月当社にお支払い頂く料金をいいます。
- ⑫ 初期費用：本端末購入の対価及び本サービスアプリ等の初期設定（以下「初期設定」といいます）に係る費用として当社にお支払い頂く料金（初回の本端末設定にかかる機材費、設定費（人件費含む）、及び設置場所への送料を含みます）をいいます。

第 3 条（本サービスの内容等）

- (1) 当社が利用契約に基づき提供する本サービスの内容は、以下各号に定めるとおりとし、その詳細は本サービスサイト上に定めるとおりとします。
 - ① 本端末の提供
 - ② 本サービスアプリのインストールなどの初期設定
 - ③ 本サービスアプリの使用許諾
 - ④ キャラクターの発話内容の初期設定及びコンフィグ、独自キャラクター等画像の初期設定
- (2) 本サービスの利用可能地域（以下「利用可能地域」といいます。）は、日本国内とします。
- (3) 本契約者は、当社から購入する本端末以外に、契約者端末（ディスプレイ端末機器を本契約者が用意する場合に限る）及び本サービスの利用に必要な電源を自らの費用と責任にてご準備頂く必要があります。

第 4 条（利用契約の成立）

- (1) 本サービスの利用を希望する者（以下「申込者」といいます。）は、本規約の内容に同

意のうえ、当社所定の利用申込書（以下「利用申込書」といいます。）に必要となる事項を記入のうえ提出することにより、利用契約の申込みを行うものとします。申込書を当社に提出した時点で、申込者は本規約の内容に同意したものとみなします。

- (2) 当社は、申込者に対し、前項の申込みの内容に関する事実を確認するための書類の提示又は提出を求める場合があります、申込者はこれに応じるものとします。
- (3) 当社は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当すると当社が判断したときは、当該申込者からの申込みを承諾しないことがあります。
 - ① 申込みの内容に不備があり、若しくはその内容が事実と反しているとき、又はそのおそれがあるとき。
 - ② 申込者が第 13 条に定める料金その他の当社に対する債務（当社がその債権を第三者に譲渡した債務を含みます。以下同じとします。）の弁済を現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - ③ 申込者が第 14 条の定めに違反するおそれがあるとき。
 - ④ 申込者が過去に不正利用等により利用契約の解除又は本サービスの提供停止等の措置を受けたことがあるとき。
 - ⑤ 申込者が本規約に定める本契約者としての義務を遵守しないおそれがあるとき。
 - ⑥ 申込者が第 27 条の定めに違反するおそれがあるとき。
 - ⑦ 当社において、本端末を調達できないおそれがあるとき。
 - ⑧ 当社の業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 利用契約は、当社が本条第 1 項に基づく申込みを承諾し、その申込手続が完了した旨を当社所定の方法で申込者に通知した時点で、当該申込者と当社との間において成立するものとします。

第 5 条（各種変更等の届出）

- (1) 本契約者は、その名称、所在地、連絡先等当社に届け出た事項に変更があった場合には、速やかに当社が別途指定する方法により当社へ届け出るものとします。
- (2) 前項の届出があった場合、当社は、その届出のあった事実の確認のための書類の提示又は提出を本契約者に求めることができ、本契約者はこれに従うものとします。

第 6 条（利用契約変更）

- (1) 本契約者は、第 7 条第 4 項に基づく本サービスの利用開始後、本端末の台数を変更（以下「利用契約変更」といいます。）することを希望する場合は、利用申込書に必要な事項を記入し、当社に提出することで、利用契約変更に係る申込みを行うものとし、当社は、第 4 条第 3 項に該当する場合を除いてこれを承諾するものとします。
- (2) 当社は、前項に基づく利用契約変更の申込みを承諾したときは、本契約者に対して、その旨を当社所定の方式により通知するものとし、当該通知日をもって利用契約変更

が成立するものとしします。

- (3) 本契約者が、本端末を追加する利用契約変更を実施する場合、当社は、第7条（第4項を除く）に定める手順に従い、当該追加分の本端末を本契約者に対し納入します。なお、当該追加購入分の本端末に係る初期費用の支払いについては、第13条の規定を準用します。
- (4) 第1項に基づき利用契約変更が実施された場合、利用契約変更成立日の翌月利用分より変更後のサービス基本料金が適用されるものとしします。

第7条（本端末の納入等）

- (1) 当社は、本端末について、初期設定を完了したうえで利用契約その他当社が定める書面（以下「利用契約等」といいます。）に定める納入場所（以下「設置場所」といいます。）宛てに、当社所定の条件により送付するものとしします。なお、送付日は当社と本契約者の間で協議のうえ別途合意するものとしします。
- (2) 本契約者は、前項に従い送付された本端末について、当社所定の検査基準に従い受領日から起算して10日以内に検査を行い、当該検査の結果を当社に通知するものとし、合格であった場合は、本通知をもって、当該本端末の納入が完了したものとします。なお、当該期間中に本契約者からの通知がなされなかった場合、当該期間の経過時をもって当該本端末は合格であるものとみなします。
- (3) 前項に基づく受入検査の結果、本端末が不合格となった場合、当社は、交換対応を実施するものとし、本契約者は、当該交換の完了後、再度前項に定める受入検査を行うものとしします。
- (4) 第2項に定める納入完了日をもって、本サービスの利用開始日（以下「利用開始日」といいます。）としします。
- (5) 本端末の所有権は本条第2項に定める納入完了をもって、当社から本契約者に移転するものとしします。
- (6) 本契約者は、納入場所における本端末又は契約者端末の設置及び電話帳への登録者データの登録を自らの費用と責任で実施するものとしします。なお、電話帳へのデータ登録方法の詳細は、当社が別途本契約者に提供する本サービスの利用マニュアルに記載するものとしします。

第8条（保証条件）

- (1) 本契約者は、本端末について、何等かの不具合があることを発見したときは、前条第2項に定める納入完了日からディスプレイ端末機器については1年以内、通信用機器、電話機等ディスプレイ端末機器の周辺機器については6か月以内に、当社が別途定める受付窓口（以下「窓口」といいます。）にその旨連絡するものとしします。この場合、当社は、当該不具合を無償で修補するものとしします。

- (2) 次の各号のいずれかに該当する場合には、前項に定める保証の適用対象外となります。
- ① 本契約者が、購入した本端末を第三者へ転売した場合
 - ② 取扱上の不注意や誤りその他本契約者の責めに帰すべき事由による故障、損傷等の場合
 - ③ 天災、火災並びに公害又は異常電圧等指定外の環境下での使用、その他の外部要因による故障、損傷等の場合
 - ④ 利用可能地域外での使用による故障、損傷等の場合
 - ⑤ 契約者端末の故障、損傷等に起因する場合
- (3) 第1項に定める期間の経過後に、本契約者が本端末について、何等かの不具合があることを発見したとき又は、前項各号に該当する場合、本契約者は、自らの費用負担で当社に当該不具合の修補（以下「有償修補」といいます。）を委託することができるものとし、有償修補の実施を希望する本契約者は、窓口にてその旨連絡するものとします。
- (4) 前項に定める有償修補の実施依頼の連絡を受けた場合、当社は、不具合の原因調査等に係る費用の見積り（以下「初期見積」といいます。）を本契約者に提示し、本契約者がこれに同意した場合は、本契約者は、当社が別途指定する当社の委託先（以下「修補業者」といいます。）に、本端末を送付するものとします。修補業者は、当該不具合の原因調査及び不具合解消に係る費用の算出を実施し、当社から本契約者にその結果（以下「修補見積」といいます。）を通知するものとします。本契約者は、修補見積の内容及び有償修補の実施について合意する場合、修補見積の受領から10営業日以内に、当社にその旨を通知するものとし、当該通知をもって有償修補の契約が成立するものとします。なお、本契約者が修補見積の内容に合意せず、有償修補の実施を希望しない場合、修補業者は、直ちに本端末を本契約者に返還するものとします。
- (5) 当社は、有償修補が完了した場合、有償修補完了後の本端末及び有償修補の費用に係る請求書を本契約者から通知を受けている住所宛に、委託先から郵送する方法で送付します。なお、有償修補に係る費用の支払いについては、第13条第7項の規定を準用します。
- (6) 第4項に定める修補見積の結果、本契約者が有償修補の実施を希望しない場合であっても、本契約者は、初期見積に定める不具合の原因調査に係る費用を支払う義務を負うものとします。この場合、当社は、本契約者から有償修補の実施を希望しない旨の通知を受けてから10営業日以内に不具合の原因調査の費用に係る請求書を本契約者に送付するものとし、本契約者は、第13条第7項の規定に従いこれを支払うものとします。
- (7) 当社は、本契約者に対して、本条に定める範囲を超えて、本端末及び契約者端末の故障、損傷、不具合等に関して、修補、交換その他損害賠償等の責任を負わないものとします。

第9条（本サービスアプリの修補等）

- (1) 当社は、前条第4項に定める検査の結果、当該不具合の原因が本サービスアプリにあるとわかった場合で、当該不具合が重大であると認めるときは、前条の定めに関わらず、無償で不具合のない本サービスアプリを提供し、又は本サービスアプリを修補するものとします。なお、この場合、初期見積りに定める不具合の原因調査に係る費用は請求しないものとします。
- (2) 前項の定めにかかわらず、当社は、当社の都合（本サービスの全部又は一部の変更又は廃止の場合を含みます。）により、本サービスアプリに係る機能の全部又は一部を変更し、又は廃止する場合があります。この場合、当社は、本契約者の本端末又は契約者端末上の本サービスアプリを変更し、又は消去することがあります。
- (3) 前二項の場合において、本契約者は、本サービスアプリの交換又は修補が完了するまでの間、本サービスを利用できない場合があります。

第10条（本サービスアプリの使用許諾等）

- (1) 当社は、利用契約の有効期間中、本契約者に対して、本サービスを利用する目的で、利用可能地域内で本サービスアプリを本端末上又は契約者端末上で使用することができる、非独占的かつ譲渡不可の権利を許諾するものとします。
- (2) 当社は、キャラクターについて、1ヶ月前までに当該キャラクターを使用している本契約者に対する通知を実施の上、その本サービスアプリ上での使用許諾を終了することがあります。この場合、当該キャラクターを使用しているサービス契約者は、当社が提供する他のキャラクターを以後使用するか、又は第12条の定めに従い独自キャラクター等を作成するかのいずれかを選択するものとします。

第11条（知的財産権等）

本サービスに関連して、又は本サービスを通じて本契約者に提供される本サービスアプリ、及びキャラクター、その他情報・コンテンツ等（以下「本サービスコンテンツ等」といいます。）に係る著作権等の知的財産権その他一切の権利は、当社又は第三者に帰属します。本利用契約の締結は、本契約者に対してこれらに関する何らの権利を移転するものではありません。

第12条（静止画・背景画像提供等）

- (1) 本契約者が本サービスアプリ上において、自身が提供する独自キャラクター等を表示させることを希望する場合、当社所定の手順に従い独自キャラクター等を提供するものとします。なお、当社では独自キャラクター等の作成に係る業務は請け負わないものとします。
- (2) 本契約者が、本サービスアプリ上において、独自キャラクター等を表示させること

を希望する場合、以下各号に同意するものとします。

- ① 本契約者は、当社に対し、本サービス提供の目的のため、独自キャラクター等について改変、複製、公衆送信その他の方法により自由に利用すること（第三者に利用させることを含む）について無償で許諾すること。
- ② 本契約者は、独自キャラクター等を本サービスアプリ上に表示するために必要な権利処理を自らの費用と責任において実施するものとし、当該権利処理が適切に行われていることの根拠となる書類及び当社が別途指定する誓約書を当社に提出すること。なお、当社は、当該権利処理が適切に実施されていることを確認できない場合、当該独自キャラクター等の表示を承諾しないことがあります。
- ③ 本契約者は、本サービス提供の目的のための独自キャラクター等の利用が、第三者の著作権等の知的財産権その他の権利又は利益を侵害するものでないことを保証するものとし、当該独自キャラクター等の利用に関して当社が第三者から苦情、問合せ等を受け、又はこれら第三者との間で紛争等を生じた場合は、本契約者は自らの費用と責任でこれに対応し、当社を免責せしめること。

第 13 条（利用料金等）

- (1) サービス基本料金、初期費用の金額は、別途料金表に記載のとおりとします。
- (2) 本契約者は、利用契約等に定めるサービス基本料金、初期費用を次項以下の定めに従い、それぞれ当社に対し支払う義務を負うものとします。
- (3) 当社は、第 7 条第 4 項に定める利用開始日から 14 日以内に、初期費用に係る請求書を本契約者に送付するものとします。
- (4) 当社は、利用開始日の翌々月以降、毎月 15 日までに前月分のサービス基本料金に係る請求書を本契約者に送付するものとします。
- (5) 本契約者が希望する場合、当社と別途合意する期間（以下「一括支払い期間」といいます。）中のサービス基本料金を一括でお支払い頂くことができます。この場合、本契約者は、利用申込書にてその旨申込みを行うものとし、当社は、第 7 条第 4 項に定める利用開始日から 14 日以内に、別途合意した一括支払い期間に係るサービス基本料金(以下「一括使用料」といいます。)についての請求書を、第 4 項に定める初期費用に係る請求書とあわせて、本契約者に送付するものとします。なお、本契約者が本項に基づき一括使用料を支払った場合は、第 20 条の定めに基づく利用契約の解約その他理由を問わず利用契約が途中で終了した場合であっても、お支払い済みの一括使用料の返金を行わないものとします。
- (6) 当社は、前項に定める一括支払い期間終了日から 14 日以内に、次の一括支払い期間中の一括使用料に係る請求書を送付するものとし、以降の一括支払い期間終了時においても同様とします。なお、当該本契約者が、一括支払い期間の変更又は支払方法の月払いへの変更を希望する場合には、一括支払い期間終了の 45 日前までに当

社にその旨を通知するものとします。

- (7) 本契約者は、本条第3項乃至第7項に基づき当社が発行する請求書記載の日付から45日以内に、当該請求書記載の料金をその金額に課税される消費税相当額とともに、当社指定の口座に振込む方法、又は払込票による支払方法によって支払うものとします。
- (8) 本契約者は、本条第2項に定める料金等その他の当社に対する債務（延滞利息を除きます。）についてその支払期日を経過してもなお支払わない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として本条第2項に定める方法により当社に支払うものとします。但し、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払があった場合は、延滞利息の支払を要しません。
- (9) 当社は、本条第2項に定める料金等その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- (10) 本サービスの利用には、別途本端末又は契約者端末の通信に係る通信料金が発生します。

第14条（禁止事項）

本契約者は、本サービスの利用にあたって次の各号に該当する行為を行ってはならないものとします。

- ① 当社若しくは第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権、プライバシーその他の権利若しくは利益を侵害する行為、又はそれらのおそれのある行為
- ② 公序良俗に反する行為若しくは公序良俗に反する情報を第三者に提供する行為、又はそれらのおそれのある行為
- ③ 犯罪的行為、犯罪的行為に結びつく行為若しくは法令に違反する行為、又はそれらのおそれのある行為
- ④ 事実と反する情報又はそのおそれのある情報を提供する行為
- ⑤ 当社若しくは第三者の名誉若しくは信用を毀損する行為、又はそれらのおそれのある行為
- ⑥ 本サービスに係る設備に対して過度な負担を与える行為、当社による本サービスの提供を不能にする行為その他当社による本サービスの提供に支障を与え、若しくはその運営を妨げる行為、又はそれらのおそれのある行為
- ⑦ コンピュータウイルス等有害なプログラムを、本サービスを通じて、若しくは本サービスに関連して使用し、若しくは提供する行為、又はそれらのおそれのある行為
- ⑧ 本サービス及び本端末を利用可能地域以外の地域で利用する行為

- ⑨ 本サービスアプリ及び本サービスコンテンツ等について、複製、公衆送信（自動公衆送信の場合にあっては、送信可能化を含みます。）、伝達、譲渡、貸与、変形、翻案等の利用を行うなど、本サービスアプリ及び本サービスコンテンツ等を第11条に定める範囲を超えて利用し、又は使用する行為
- ⑩ 本サービスアプリ及び本サービスコンテンツ等について、改変若しくは改ざんを行い、又は逆コンパイル、逆アセンブル等のリバースエンジニアリング（主に、内容を解析して、人間が読み取り可能な形に変換することを指します。）を行う行為
- ⑪ 第三者が著作権その他の権利を有する文言、独自コンテンツ（キャラクター静止画・背景画像）素材等を、必要な許諾を取得することなく当社に提出し、本サービスにおいて利用する行為
- ⑫ 本サービスアプリ及び本サービスコンテンツ等に付されている著作権表示その他の権利表示を除去し、又は変更する行為
- ⑬ 当社の定め反する方法で本サービスアプリを使用する行為。
- ⑭ その他当社が不適切と判断する行為

第15条（個人情報等）

当社は、本サービスの提供にあたり、申込者及び本契約者から取得する個人情報を、当社が別に定める「プライバシーポリシー」<<http://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>>（当社がそのURLを変更した場合は、変更後のURLとします。）に掲げる目的で当該目的達成に必要な範囲で利用します。

第16条（提供中断）

- (1) 当社は、次の各号のいずれかに該当すると当社が判断したときは、本サービスの全部又は一部の提供を中断することがあります。
 - ① 天災地変等の不可抗力により本サービスが提供できなくなったとき。
 - ② 本サービスに関する機器、設備等の保守、工事等を実施する必要があるとき。
 - ③ 本サービスにおいて使用する機器、設備等に故障、障害等が発生したとき。
 - ④ 災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他公共のために必要があるとき。
 - ⑤ 当社の運用上又は技術上、本サービスの全部又は一部の提供を中断する必要があるとき。
- (2) 当社は、前項に定めるほか、本サービスの運用上必要な範囲において、本サービスの利用の制限等を行うことができるものとします。
- (3) 当社は、本条第1項に基づく本サービスの全部若しくは一部の提供の中断又は前項に定める利用の制限等を計画している場合は、その旨を本サービスサイト上に掲載

する方法により本契約者に周知するものとします。但し、緊急やむを得ない場合は当該周知を行わないことがあります。

- (4) 当社は、本条第 1 項又は第 2 項の定めに基づき本サービスの提供を中断し、又はその利用を制限等した場合であっても、利用料金等の減免等を行わず、また当該提供中断又は利用制限等により本契約者に損害が生じた場合であっても、責任を負いません。

第 17 条（提供停止）

- (1) 当社は、本契約者が次の各号のいずれかに該当すると当社が判断したときは、本契約者に対する事前の通知を行うことなく、本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。

- ① 第 4 条第 3 項各号のいずれかに該当するとき。
- ② 第 14 条に違反したとき。
- ③ 第 13 条に定める支払期日を経過してもなお利用料金その他の当社に対する債務を弁済しないとき（当社がその弁済の事実を確認できない場合を含みます。）。
- ④ 当社に対して事実と反する内容の届出又は通知をしたとき。
- ⑤ 第三者による本サービスの利用に支障を与える又はそのおそれのある行為があったとき。
- ⑥ 本規約に違反したとき。
- ⑦ その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

- (2) 当社は、本契約者に対し、本条前項の措置に替えて、又は前項の措置とともに、期限を定めて当該事由を解消することを求めることができるものとします。但し、本項の定めは、当社が第 19 条に基づき利用契約を解除することを妨げるものではありません。

- (3) 本条第 1 項に基づき当社が本サービスの提供を停止した場合であっても、本契約者は利用料金等の支払義務を免れることはできません。

第 18 条（本サービスの廃止）

- (1) 当社は、当社の都合によりいつでも本サービスの全部又は一部を廃止することができるものとし、この場合、本サービスサイト上に掲載する方法により、本契約者に対してその旨を周知するものとします。なお、本サービスの全部が廃止された場合は、当該時点をもって利用契約は自動的に終了するものとします。

- (2) 当社は、前項の定めに基づき本サービスの全部又は一部を廃止したことにより本契約者に損害が生じた場合であっても、責任を負いません。

第 19 条（当社が行う利用契約等の解除）

当社は、本契約者が次の各号の一に該当すると当社が判断したときは、何らの催告を行うことなく、直ちに利用契約等の全部又は一部を解除し、被った損害の賠償を請求することができるものとします。

- ① 利用契約等の申込内容が事実と反していることが判明したとき。
- ② 第 17 条第 1 項各号に定める事由のいずれかに該当するとして、本サービスの提供が停止された場合において、当該事由が当社の業務に支障を及ぼすおそれがあるとき、又は当社が指定する期限までに当該停止の原因となった事由を解消しないとき。
- ③ 第 14 条に違反したとき。
- ④ 本規約に基づく義務を履行する見込みがないと認められるとき。
- ⑤ 支払の停止があったとき、支払不能の状態に陥ったとき、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき、又は仮差押え、保全差押え若しくは差押えを受けたとき。
- ⑥ 当社に重大な危害若しくは損害を及ぼしたとき、又はそのおそれがあるとき。
- ⑦ その他本サービスの提供を継続できないと認められる相当の事由があるとき。

第 20 条（本契約者が行う利用契約の解約）

- (1) 本契約者は、利用契約の解約を希望する場合は、解約希望日の 1 か月前までに、当社所定の解約申込書を当社に提出することにより、利用契約を解約することができるものとします。この場合、当社は、解約手続きが完了した旨を記載した書類を、当社所定の方法により本契約者に通知するものとし、当該書類に記載の日付をもって利用契約は終了するものとします。
- (2) 本契約者は、前項の定めに基づき利用契約を解約した場合、直ちに本サービスアプリをアンインストールするものとします。

第 21 条(苦情対応等)

- (1) 本契約者又は当社が本契約者による本サービスの利用に関して登録者その他の第三者から苦情、問合せ等を受け、又はこれら第三者との間で紛争等を生じた場合は、本契約者が自らの費用と責任でこれに対応し、解決するものとし、当社を免責せしめるものとします。
- (2) 前項の苦情、問合せ又は紛争等に起因して当社に損害が発生した場合、当社は本契約者に対し、当該損害の賠償を第 24 条に基づき請求することができるものとします。
- (3) 本契約者は、当社が登録者その他の第三者から本契約者による本サービスの利用に関して苦情、問合せ等を受け、又はこれら第三者との間で紛争を生じた場合、当社

が当該第三者に対して本契約者の連絡先を案内することについて予め同意するものとします。

第 22 条（非保証）

当社は、本契約者に対し、本サービスについて、本契約者の特定の利用目的への適合性、利用結果の完全性、有用性、的確性、信頼性、即時性及び権利非侵害等について保証するものではなく、これらに関連して本契約者に損害が生じたとしても責任を負いません。

第 23 条（責任の制限）

- (1) 当社が利用契約に基づき本契約者に対して損害賠償責任を負う場合であっても、当社が本契約者に対して負う責任の範囲は、通常生ずべき直接の損害（逸失利益を除きます。）に限られるものとし、且つ、1 か月分のサービス基本料金（本契約者が当該料金を無料とする施策の適用を受ける場合は、当該施策適用前の料金とします。）相当額を上限とします。
- (2) 当社の故意又は重大な過失により本契約者に損害を与えた場合は、前各項の定めは適用しません。

第 24 条（本契約者の責任）

本契約者は、本規約の違反その他本サービスの利用に関して当社に損害を及ぼした場合、当社に対し、その損害（合理的な弁護士費用その他の費用を含む）を賠償するものとします。

第 25 条（通知）

- (1) 当社は、本サービス又は本端末に関する本契約者への通知を、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うことができるものとします。
 - ① 本契約者が利用契約に基づき当社に届け出ている氏名、名称、住所、請求書の送付先等への郵送による通知
 - ② 本契約者が当社に届け出ているメールアドレスへの電子メールによる通知
 - ③ その他当社が適当と判断する方法
- (2) 前項各号に掲げる方法による本契約者への通知は、当社が前項に定める通知を発した時点になされたものとみなします。
- (3) 当社は、第 1 項各号に掲げる方法のほか、本サービスサイト上にその内容を掲載することをもって、本サービスに関する本契約者に対する通知に替えることができるものとします。この場合、当社が当該通知内容を本サービスサイト上に掲載した時点をもって当該通知が本契約者に対してなされたものとみなします。

第 26 条（残存効）

利用契約等が終了した後も、第 11 条 (知的財産権等)、第 13 条 (利用料金等)、第 15 条 (個人情報等)、第 16 条 (提供中断) 第 4 項、第 18 条 (本サービスの廃止) 第 2 項、第 21 条 (苦情対応等)、第 22 条 (非保証)、第 23 条 (責任の制限)、第 24 条 (本契約者の責任)、第 25 条 (通知)、第 29 条 (権利の譲渡等)、第 30 条 (合意管轄) 及び第 31 条 (準拠法) の定めは、なお有効に存続するものとします。

第 27 条 (反社会的勢力の排除)

- (1) 本契約者は、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、且つ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。
 - ① 自ら (法人その他の団体にあつては、自らの役員を含みます。) が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者 (以下総称して「暴力団員等」といいます。) であること。
 - ② 本契約者が法人その他の団体の場合にあつては、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - ③ 本契約者が法人その他の団体の場合にあつては、暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - ④ 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって取引を行うなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - ⑤ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - ⑥ 本契約者が法人その他の団体の場合にあつては、自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- (2) 本契約者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを保証するものとします。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて、当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為

第 28 条 (規約の変更)

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスサイト上に掲載する方法に

よって、あらかじめ本契約者に周知することにより、本規約を変更することができるものとします。なお、本規約が変更された場合は、当該変更後の本規約が適用されません。

- ① 本規約の変更が、本契約者一般の利益に適合するとき
- ② 本規約の変更が、利用契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

第 29 条（権利の譲渡等）

本契約者は、利用契約等に基づき当社に対して有する権利又は当社に対して負う義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供することはできません。

第 30 条（合意管轄）

本契約者と当社との間で利用契約等に関連して訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 31 条（準拠法）

利用契約等の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

附則

（実施期日）

1 この利用規約は、令和 4 年 7 月 1 日から実施します。

（吸収分割に伴う取り扱いについて）

2 株式会社 NTT ドコモ（以下「NTT ドコモ」といいます。）が次の表の左欄の利用規約（以下「旧利用規約」といいます。）の規定により締結し、令和 4 年 5 月 13 日付け吸収分割契約により当社に承継された契約の規定は、この利用規約実施の日において、次の表の右欄の利用規約（以下「新利用規約」といいます。）の規定によるものとします。

<u>旧利用規約（NTT ドコモ）</u>	<u>新利用規約（当社）</u>
おだけレセプションサービス利用規約	おだけレセプションサービス利用規約

3 この利用規約実施前に、お客様が NTT ドコモに対し旧利用規約の規定により行った手続きその他の行為は、新利用規約の規定に基づいて行ったものとみなします。